

組合員各位

定款変更にかかる組合員資格の確認について

当組合は、今年 2 月に開催した臨時総代会で正・准組合員を全て「組合員」と統一し、地域農業の振興と地域社会の発展のために地域内の全ての住民が J A を中心に一体的に協同活動に参加出来る体制を確立することを目的に組合員資格の見直しにかかる定款変更を行いました。つきましては、当組合の職員が、新たな組合員資格の確認のため 2020 年 3 月末まで資格確認調査を行い、その内容に基づき組合員資格の判断をさせていただきますのでご理解をお願いいたします。

○定款第 1 1 条に定めるこの組合の組合員資格は次の通りです

【第 1 号組合員】（個人）

農業を営む個人又は農業に従事する個人であって、その住所又はその経営若しくは従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの（定款第 1 1 号第 1 項第 1 号）

【第 2 号組合員】（法人）

農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が 300 人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が 3 億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの（定款第 1 1 条第 1 項第 2 号）

【第 3 号組合員】（個人または法人・団体）

この組合の地区内に住所を有する個人又はこの組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であって、この組合の業を利用することが適当と認められるもの（定款第 1 1 条第 1 項第 3 号）

【第 4 号組合員】（J A ・連合会）

この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合（定款第 1 1 条第 1 項第 4 号）

【第 5 号組合員】（農用地利用改善事業実施団体）

農業経営基盤強化促進法第 23 条第 1 項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、第 1 号組合員（その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（第 2 号及び第 4 号組合員を除く。）（定款第 1 1 条第 1 項第 5 号）

【第 6 号組合員】（法人・団体）

農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第 1 号組合員が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する第 1 号組合員が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（第 2 号及び第 4 号から第 5 号組合員を除く。）（定款第 1 1 条第 1 項第 6 号）